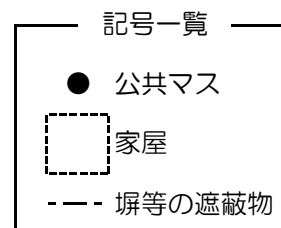
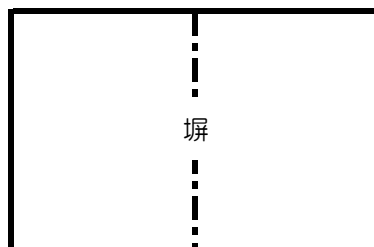
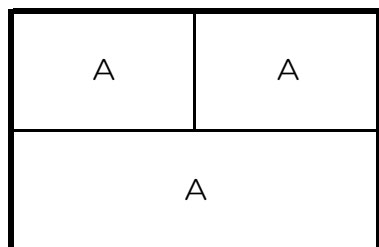


公共枮設置に係る実務事例

下水道本管及び単独マス設置工事に係る設置個数について、公共マス設置要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり運用します。
 ただし、個人負担によるマス設置については、この限りではありません。
 また、図、記号及び用語については次のとおりです。

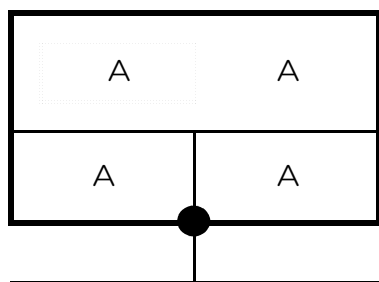
○ 一敷地 …… 土地及び家屋所有者が同一人の1区画の土地をいいます。

・実線が土地の筆境、太線が一敷地



○ 同一人 …… 全くの同一所有者のことを言います。また、単独名義と共有名義は同一人とは、しません。

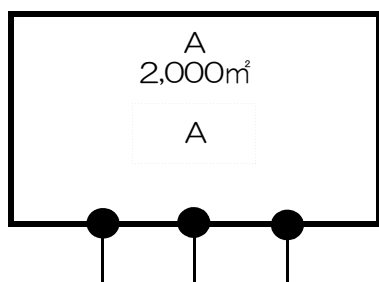
1) 複数筆の土地があり所有者がすべて同一人である場合。



①土地及び家屋の所有者が同一人の場合

複数の土地があっても一敷地であり、公共マスの設置可能個数は、**1個**となります。

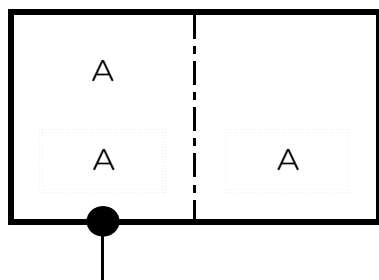
2) 1,000㎡を超える土地の場合。



②土地が1,000㎡を超える場合

公共マスは、その土地が1,000㎡を超えるごとに、**1個増設**できます。
 また、左の例によりますと、基本となるマス**1個**＋1,000㎡を超えた分の**2個**で、合計**3個**までの設置が可能となります。

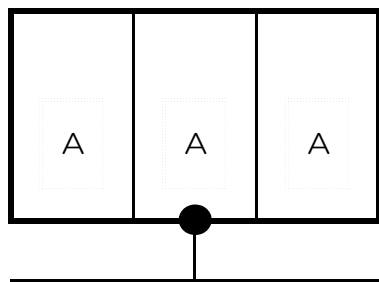
3) 排水設備の施工が困難と判断される場合。



③排水設備の施工が困難である場合

排水設備が困難であっても、他の要件を満たさない限り公共マスは、**1個**となります。
 ただし、個人の負担により公共マスを設置することは可能です。

4) 複数筆の土地に家屋が数戸あり、土地及び家屋の所有者が同一である場合。

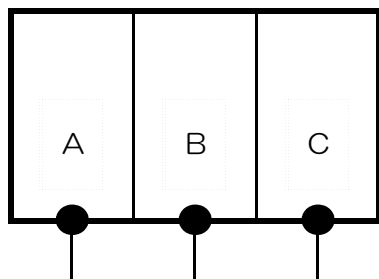


④複数の土地に家屋が数戸ある場合

複数の土地に家屋が数戸あり、その土地及び家屋所有者とも同一人である場合は、一敷地とみなし公共マス設置可能個数は、1個となります。

ただし、土地の面積が1,000㎡以上であれば、面積に応じて、マスを追加することは、可能です。

5) 複数筆の土地に家屋が数戸あり、土地所有は同一だが、家屋の所有者が別々の場合。

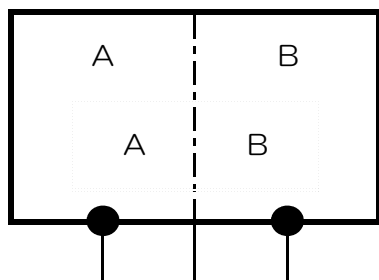


⑤複数の土地に家屋が数戸あり、土地所有者は同一だが、家屋所有者が別々である場合

複数の土地所有者は全て同一であっても、家屋の所有者が異なる場合は、各戸それぞれを一敷地とみなし、各戸それぞれに公共マスを設置することができます。

ただし、各家屋所有者の同意があれば、マスを1個とすることもできます。

6) 土地及び建物を区分登記している場合。

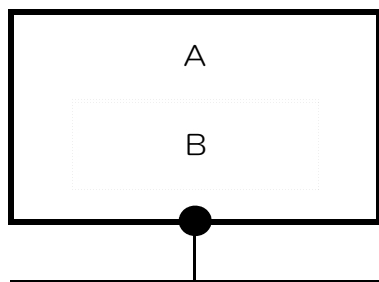


⑥土地及び建物を区分登記している場合

区分登記とは、共有名義とは異なり、1つの2世帯住宅を2戸と判断しそれぞれで登記するものです。この場合、それぞれを一敷地とみなし、各(世帯)戸にマスを設置することができます。(売買契約済も登記予定でOK)

ただし、各人の同意のうえで、マスを1個とすることもできます。

7) 一つの土地に所有者の異なる家屋がある場合。

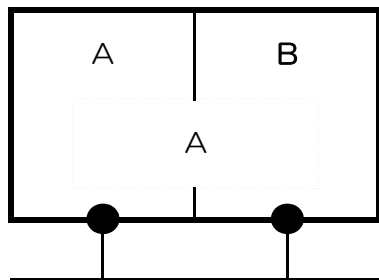


⑦一つの土地に所有者の異なる家屋がある場合

土地と家屋の所有者が異なっていたとしても、一敷地であるため、公共マス設置可能個数は、1個となります。

ただし、土地の面積が1,000㎡以上であれば、面積に応じて、マスを追加することは、可能です。

8) 一家屋が所有者の異なる複数筆の土地に跨っている建物の場合。

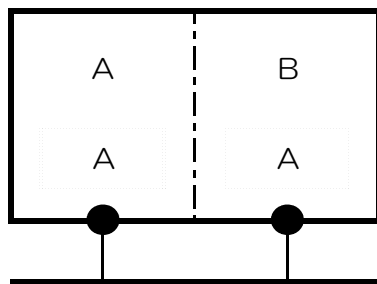


⑧一家屋が所有者の異なる複数筆の土地に跨っている建物の場合。

この場合の家屋は、主に事業所が考えられます。家屋が一戸であっても、土地の所有者が異なるため、それぞれを一敷地をみなし、それぞれにマスを設置することができます。

ただし、家屋所有者の同意があれば、マスは1個とすることができます。

9) 所有者の異なる複数の土地に同一所有者の家屋が複数ある場合。

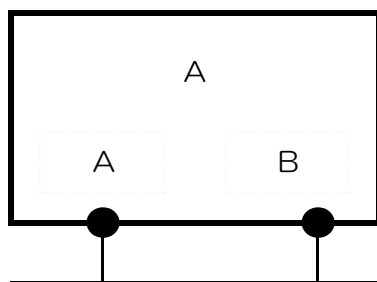


⑨所有者の異なる複数の土地に同一所有者の家屋が複数ある場合。

家屋所有者が同一人であっても、土地の所有者が異なる場合、**それぞれの土地を一敷地とみなし、それぞれの家屋にマス**を設置することができます。

ただし、家屋所有者の同意があれば、マスは1個とすることができます。

10) 一つの土地に所有者の異なる複数の家屋がある場合。

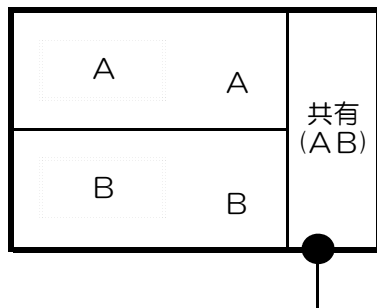


⑩一つの土地に所有者の異なる複数の家屋がある場合

一つの土地であっても、家屋の所有者が異なるため、**それぞれの家屋を一敷地とみなしそれぞれの家屋にマス**を設置することができます。

ただし、家屋所有者の同意があれば、マスは1個とすることができます。

11) 分譲地（新設）の場合。



⑪分譲地（新設）の場合

新規に開発する分譲地の場合は、開発地全体を一敷地とみなし、位置指定道路等にマスを設置することができます。

位置指定道路内及び個人所有地については、排水設備扱いとなります。ただし、位置指定道路内の排水施設については、本管扱いとした、勾配とすることができます。